

瀬戸市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第32号

瀬戸市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市母子保健法施行細則（平成25年瀬戸市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
被措置児の属する世帯の階層		徴収基準	徴収基準	被措置児の属する世帯の階層		徴収基準	徴収基準
区分		月額	加算月額	区分		月額	加算月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとさ	円 0	円 0	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0

	れた支援給付受給世帯を含む。)					
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
備考	<p>1 <省略></p> <p>2 この表のD₁階層からD₁₄階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、次に掲げる規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項</u></p> <p>(3) <u>租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1</u></p>	備考	<p>1 <省略></p> <p>2 この表のD₁階層からD₁₄階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、次に掲げる規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項</u></p> <p>(3) <u>租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条</u></p>			

項	
3 <u>毎年度の別表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。</u>	
4 次の各号に掲げる場合の徴収月額においては、当該各号に掲げるとおりとする。	3 次の各号に掲げる場合の徴収月額においては、当該各号に掲げるとおりとする。
(1)及び(2) <省略>	(1)及び(2) <省略>
(3) <u>10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</u>	
(4) <省略>	(3) <省略>
5 <省略>	4 <省略>
6 この表の「全額」とは、被措置児の措置に要した費用につき、市長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額を差し引いた残りの額をいう。	5 この表の「全額」とは、被措置児の措置に要した費用につき、市長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）による負担額を差し引いた残りの額をいう。
7 <省略>	6 <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表Aの項の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。